

春日部市告示第 365号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第4項の規定に係る道路の指定を次のとおり取消したので、建築基準法施行細則第13条の2第1項の規定に基づき公告する。

令和8年 6月23日

春日部市長 岩谷 一 弘

1 指定の取消しに係る道路の種類

建築基準法第42条第4項第3号の規定に係る道路

2 指定の取消しの年月日

令和8年 6月23日

3 指定の取消しに係る道路の位置

春日部市上柳字堀之内東

157番3、157番4、174番地先、179番1地先

4 指定の取消しに係る道路の延長及び幅員

延長 64.36メートル

幅員 4.00メートル